

# 南極保護法における放射性物質の取り扱いについて

環境省自然環境計画課

平成26年6月1日に、南極地域における環境保護に関する法律（以下、「南極保護法」）、法施行令及び法施行規則が改正され、南極保護法において放射性物質を対象とすることとなりましたのでお知らせいたします。

この改正により、放射性物質による南極地域の大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染並びにそれらの防止のための措置として、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく措置に加え、南極保護法に基づく措置も講じられることとなりました。

今後は南極地域活動計画の確認の基準（法第7条）において放射性物質に係る事項も対象とされます。また、これに伴い、南極地域において処分が禁止されるものとして、放射性物質が加わることとなり、申請書の様式が一部変更となりました。

## <改正の概要>

施行：平成26年6月1日

### ●南極保護法における放射性物質に関する適用除外規定の削除

（法第24条関係）

法第24条第1項「この法律の規定は、放射性物質による南極地域の大气汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。）及び土壌汚染並びにそれらの防止のための措置については、適用しない。」を削除。

### ●南極地域において（法第16条に定める方法を用いても）処分が禁止される廃棄物として「放射性物質」を追加

（施行令第2条、施行令第3条関係）

- ①可燃性の放射性物質であって、固形状の不要物であるもの
- ②放射性物質であって、液状の不要物であるものをそれぞれ追加。

### ●南極保護法における「放射性物質」の定義を規定

（施行規則第21条の2）

- ① 放射性障害防止法で規定する放射性同位元素
- ② 放射性障害防止法施行令第1条第1～5号に掲げる以下のもの
  - ・原子力基本法で規定する核燃料物質・核原料物質
  - ・医薬品及びその原料・材料であって許可を受けた製造所に存するもの
  - ・病院・診療所において行われる治験の対象とされる薬物
  - ・原子力規制委員会が指定する、当該治療・診断を行う病院において調剤された陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物等
  - ・原子力規制委員会が指定する医療機器（永久挿入線源等）に装備されているもの
- ③ ①②により汚染された物

※各法律で定める下限数量・濃度以下のもの、クリアランス基準を満たしているもの、確認を受けたものは除かれる。

### ●上記に伴い、申請書「様式第1の2 [別紙3-4-1]」の項目を変更 →別添参照